

給実甲第1308号

令和4年11月18日

人事院事務総長

「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について」の一部改正について（通知）

「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について（令和4年2月18日事企法—37）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年11月18日以降は、これによってください。

記

第11項の表改正前欄の給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）第41項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

以 上